

Eetoko Katsuragi

KATSURAGI GUIDEBOOK

かつらぎ暮らし

定住支援
施策 2025



田舎だけれど住みやすい。

かつらぎ町での暮らしに役立つ情報をご紹介します。

Finding the charm of Katsuragi

かつらぎ町の6つの魅力。

自然豊かなかつらぎ町から、6つの魅力をご紹介します。
かつらぎ町のええところを知れば、きっとかつらぎ町が好きになるはず。



フルーツ

季節ごとに美味しいフルーツが食べられることから、かつらぎ町は「フルーツ王国」と呼ばれています。

1



丹生都比売神社



世界文化遺産

紀伊国一之宮である丹生都比売神社と高野参詣道町石道、丹生酒殿神社を起点とする高野参詣道三谷坂が世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に登録されています。

2



三谷坂（頬切地藏）

日本遺産

3

かつらぎ町は、修験道の開祖・役行者が修行した「葛城修験」舞台の1つ。
この地域の歴史と文化が評価され、令和2年に「日本遺産」に認定されました。



葛城修験

4

天野の里

天野の里は、わが町自慢の観光スポットの1つ。美しい里山風景と、1000年以上前から残る多くの史跡があります。



四郷の串柿

串柿の里

日本一の串柿の里、四郷地域。10月になり秋が深まると串柿作りが始まります。柿の玉のれんが一斉に吊るされ、山里がオレンジに染まる景色は秋の風物詩です。

5



花園地域

花園地域は、山々が幾重にも重なる自然豊かな場所です。有田川沿いにはキャンプ場が整備され、身近にアウトドアが楽しめる人気スポットです。



6

CONTENTS

- 1・・・かつらぎ町の6つの魅力
- 3・・・かつらぎ町について
- 5・・・出産・子育て
- 16・・・仕事・農業
- 18・・・かつらぎ町での生活

- 19・・・かつらぎ町で暮らす
- 20・・・住まい・暮らし
- 24・・・健康・介護
- 28・・・かつらぎ町を楽しむ

かつらぎ町について

かつらぎ町公式サイト

<https://www.town.katsuragi.wakayama.jp>

豊かな自然と歴史文化・世界遺産とフルーツのまち、
和歌山県かつらぎ町の公式サイトです。
町の行政情報や暮らしに役立つ情報などを発信しています。



かつらぎ町公式 LINE・メール

町では LINE 公式アカウントの運用とメール配信をしています。
町の行政情報や災害情報などが届きます。

※LINE とメールの配信内容は同じです。防災行政無線で配信した情報も届きます。

LINE 公式アカウント
@katsuragi-town



かつらぎ町メール

空メールを送信すると、「仮登録完了のお知らせメール」が届きますので、メール内の URL から登録手続きを行ってください。

✉ t-katsuragi@sg-p.jp



広報かつらぎ

毎月 1 回広報誌を発行しています。広報誌の配布は、自治区・町内会などの皆さまにご協力いただき、各家庭に配布しています。配布希望の方は、各町内会への加入をおすすめします。加入手続きは自治区長や町内会長にお問い合わせください。
このほか、役場の総務課窓口にも設置していますので、必要な方はお持ち帰りください。
また、町公式サイトにも毎号掲載しています。



バックナンバーはこちら ▶





子育てするなら かつらぎ町

0歳から十八歳まで
切れ目のない支援

充実した健診・教室 で母子をサポート

妊娠準備期から保健師が相談に応じています。また、出産後は赤ちゃんとお母さんの心と体の健康のために、健診や教室を開催しています。

こども園・幼稚園 小・中学校 給食費の無償化！

月に 5,000 円ほどかかる給食費を無償化しています。また、町外のこども園等や小・中学校に通うこどもに対しては、給食費相当額を補助します。

豊かな自然の中で 幅広い学習を

学力を向上させる学習はもちろん、豊かな自然の中で、ふるさとの伝統・文化を学んでいます。また、プログラミング教育など最先端の教育にも力を入れています。

保育料の完全無償化！！

こども園等を利用している0歳から5歳のこどもの利用者負担額（保育料）を無償化しています。

18歳まで 子どもの医療費が無料

風邪やケガなど、子育て中はなにかと医療費がかかります。高校卒業年齢までの子どもの医療費自己負担分を全額助成しています。

子育てしながら 働ける環境整備

仕事や用事がある場合でも大丈夫。延長保育や一時保育が利用できます。また、町内には結婚・子育て応援企業があり、企業でも子育てを応援しています。

妊産婦健診等の補助券

19回分無料

妊婦健診 15 回分(歯科を含む)、産婦健診 2 回分、乳児健診・検査 2 回分の補助を受けることができます。

※多胎妊婦の場合は超音波検査 3 回分追加あり。

対象者

妊娠の届出を行った妊婦で、かつらぎ町に住民登録のある方

交付方法

健康保険課窓口で受診票(補助券)を交付します。

内容

問診・診察・血圧測定・尿化学検査・子宮頸がん検診・血液検査・GBS 検査・HIV 抗体価検査・風しんウイルス抗体価検査、妊婦歯科健診、産婦健診、1 か月児健診、新生児聴覚検査等を受けることができます。

かつらぎ町妊婦等包括相談支援事業・ 妊婦のための支援給付

妊婦や子育て世帯に対し、保健師が相談に応じると妊婦等包括相談支援事業と経済的負担を軽減する妊婦のための支援給付を行い、安心して出産、子育てができるようサポートします。

妊婦のための支援給付金(1 回目)5万円支給

妊婦のための支援給付金(2回目)5万円支給+**かつらぎ町妊婦支援給付金**(子育て応援)5万円 計10万円支給

妊婦健診の助成 最大1万円

上記の妊婦健診の補助券以上に費用が発生した場合、実費支払分を一部助成します。(上限 1 万円)

申請方法

妊娠の届出を行った日の 1 年後の日の属する年度の末日までに健康保険課へ申請を行ってください。

必要書類

かつらぎ町妊婦健康診査費助成交付申請書、妊婦診査費支払証明書、医療機関等が発行した領収書

▶お問い合わせ:健康保険課 健康推進係

すべての妊産婦・子育て家庭へ 切れ目なく漏れなく対応！

こども家庭センター「SUKU²(すくすく)」では全ての妊産婦・子育て世帯・こどもに対し、母子保健(健康保険課)と児童福祉(こども未来課)が連携して相談支援を行い、切れ目なくもれなく対応します。

場所

かつらぎ町保健福祉センター2 階

開設日時

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
(土日祝・年末年始は除きます)

相談内容

妊娠期から子育て期まで、様々なお悩みなどに対して相談に応じます。
お気軽にご相談ください。

▶お問い合わせ:健康保険課 健康推進係・こども未来課 子育て支援係

こんなときは申請を！

◆妊娠したとき

健康保険課で母子健康手帳をもらいましょう。妊娠している方が「妊娠届出書」を提出することで交付されます。
必要書類…マイナンバーカード
(身分が証明できるもの)

◆出産したとき

赤ちゃんが生まれた日を含めて 14 日以内に名前を決めて住民環境課へ届出しましょう。
必要書類…出生届(出生証明があるもの)、
印鑑、母子健康手帳

◆お問い合わせ:健康保険課 健康推進係

低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成事業

低所得の妊婦さんの経済的負担軽減を図ることを目的に、妊娠の診断を受けるために産科医療機関等を初回受診する際に必要な費用の一部を助成します。

対象者

- ①本人と本人と同一世帯に属する方が市町村民税非課税
- ②生活保護受給世帯
- ③20歳未満の方
- ①②③のいずれかに該当し初回産科受診日に、かつらぎ町に住民登録している方

申請先

健康保険課 健康推進係

妊産婦アクセス支援事業

妊婦健診や出産に要する通院支援として妊産婦1人につき34,000円を助成します。通院、分娩が終了し、助成申請時にかつらぎ町に住民登録者がある妊産婦が対象となります。

産後ケア事業

出産後、体調や育児に不安のあるお母さんが、安心して子育てができるように、①宿泊型②デイサービス型(通所)③アウトリーチ型(訪問)のサービスを医療機関、助産院等で受けることができます。

対象者

かつらぎ町の住民で、産後1年以内の産婦及び乳児

利用料

①宿泊型は世帯の課税状況による(一部助成あり)。②③は無料

申請先

健康保険課 健康推進係

▶お問い合わせ:健康保険課 健康推進係

令和4年4月から、 不妊治療が保険適用となりました。

- ✓ 体外受精などの基本治療は全て保険適用されます。
- ✓ 窓口での負担額が治療費※の3割となります。※保険診療の治療費
- ✓ 町の補助制度（一般不妊治療費助成制度）があります。
- ✓ 保険の適用とならない治療について、県又は町の助成制度があります。

一般不妊治療費助成

不妊に悩む夫婦に対し、保険の適用とならない不妊治療（体外受精及び顕微授精を除く。）及び不育治療に要する費用の一部を助成します。

対象（次の要件をすべて満たす方）

- ①夫婦（事実婚を含みます）で、夫又は妻のいずれか一方が和歌山県内に1年以上住民登録されていること
- ②申請日において、本町の住民基本台帳に記載されていること
- ③医療保険各法に基づく被保険者もしくは組合員又はそれらの方の被扶養者であること

助成額

1年度あたり3万円を限度とし、連続する2年間

申請方法

健康保険課健康推進係へ申請してください。

▶お問い合わせ：健康保険課 健康推進係

生殖補助医療先進医療費助成事業（特定不妊治療）

不妊治療については令和4年4月から保険適用となりましたが、保険適用とならない先進医療費について、和歌山県の補助に上乗せして補助を行います。

お住まいの地域の保健所に申請することで、町への申請も同時に行えます。

▶お問い合わせ：健康保険課 健康推進係 または 橋本保健所

／ Welcome to ／ 子育て支援センター「はぐくみ」

子育て支援センター「はぐくみ」は、保護者とこどもたちが“ほっとする居場所”をめざして活動しています。こどもたちのコミュニケーションはもちろん、保護者同士が交流し、育児の不安やストレスを解消できる場を提供します。



こどもたちだけでなく、
保護者同士の交流の
場にもなっています。

EVENT

毎月さまざまな活動をしています♪

LINE 公式アカウント▶

イベント予約が町公式 LINE でできるようになりました。



育児相談

育児中はみんな悩みがあるもの。子育ての悩みを気軽にご相談ください。

赤ちゃんクラブ「よちよち」

対象年齢/1 歳未満

日時/毎月第 3 月曜日 午前 10 時～11 時
かわいい赤ちゃんとお家の方とのふれあいの場です。
保護者同士もお友達になりましょう。

「おめでとう」のコーナー

対象/お誕生月の未就園児

日時/毎月第 1、第 2 金曜日 午前 9 時～11 時 30 分
お子さんの誕生日の記念に、手形 or 足形を残しましょう。

わくわく広場

日時/毎月第 2 木曜日 午前 10 時～11 時
製作など楽しい活動がいっぱいです。

なかよし広場

日時/毎月第 4 水曜日 午前 10 時～午前 11 時
子育て講座に参加したり、公園で遊んだり、楽しく交流できる場です。

※イベントについては、都合により変更する場合があります。

【子育て支援センター「はぐくみ」について】

場 所 : かつらぎ町保健福祉センター1 階

開所時間: 平日 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 4 時
土曜日 午前 9 時～正午

お 休 み: 日曜日、祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日

お問い合わせ: かつらぎ町地域子育て支援センター

詳細は、かつらぎ町 HP をご確認ください。

<https://www.town.katsuragi.wakayama.jp/020/020/20180427154626.html>



初めてでも大歓迎！
日曜・祝日・年末年始以外は
開いているので
いつでも気軽に遊びにきて
ください♪

一時預かり事業 (SnowMom)

保護者の心理的・身体的負担の軽減を目的に、リフレッシュや急用の際にこどもを一時的に預かります。

対象

0歳～就学前のこども

開設日時

午前9時～午後3時(毎週火曜日・木曜日)

施設

◆SnowMom…住所 中飯降472番地の2(☎0736-22-6459)

※費用など詳細はお問い合わせください。

▶お問い合わせ:こども未来課 子育て支援係

小児インフルエンザ予防接種 1人1,000円

予防接種費用の一部を助成し、インフルエンザの発症及び重症化並びに感染の拡大を予防します。

対象

生後6か月～中学3年生

内容

自己負担1,000円で予防接種が受けられます。

(1人につき1年度1回)

申請方法

かつらぎ町HPに掲載し、対象者には個別で通知します。

▶お問い合わせ:健康保険課 健康推進係

養育医療費

入院養育を必要とする未熟児に対して、入院治療を受ける場合の医療費もしくはその費用を支給します。

対象

町内に居住する未熟児で医師が入院養育を認めた方

申請方法

健康保険課へ申請してください。 ※所得制限あり

必要書類

養育医療給付申請書、養育医療意見書、世帯調書、誓約書、マイナ保険証等

▶お問い合わせ:健康保険課 保険年金係

ひとり親家庭医療費

ひとり親家庭で、一定の要件を満たす方の医療費(保険診療分)を全額助成します。

対象

18歳到達後最初の3月31日までの子を扶養する家庭

申請方法(資格登録)

健康保険課へ申請してください。 ※所得制限あり

必要書類

マイナ保険証等、振込先のわかるもの
※その他書類が必要な場合があります。

こども医療費 無料！！

医療費のうち、県内では保険診療による自己負担額が助成(無料)されます。県外の医療機関等の場合、申請をすれば審査のうえ自己負担額が返還されます。

対象

0歳～18歳到達後最初の3月31日までのこども

※転居・転入・転出・受給者または加入保険の変更があった場合は、健康保険課への届出が必要となります。

申請方法

健康保険課窓口で申請手続きを行い、受理されると「子ども医療費受給資格証」が発行されます。医療機関等の窓口で「マイナ保険証」と「保険証」を提示してください。

▶お問い合わせ:健康保険課 保険年金係

おむつ用ごみ袋支給！

3歳未満のお子様のいる世帯に、可燃性ごみ袋(小)を無料で支給します。

対象

3歳未満の乳幼児の保護者

支給枚数

出生日又は転入届出日から3歳の誕生日を迎える月までの月数×10枚

▶お問い合わせ:住民環境課 環境衛生係

母子の健診・相談・教室が充実！

乳幼児健診

生後4か月、6か月、1歳6か月、3歳6か月のこどもを対象に集団健診を実施しています。

乳幼児健康相談

生後10か月、2歳のこどもを対象に健康相談を実施しています。

股関節検診

股関節異常の早期発見のため、生後3～6か月の間に2回実施しています。

離乳食と食事の指導

離乳食/4か月、6か月、10か月の健診及び相談時に実施。

食事/1歳6か月、2歳、3歳6か月の健診及び相談時に実施。

歯科指導

10か月、1歳6か月、2歳、3歳6か月の健診及び相談時に歯科指導を実施しています。

実施場所:かつらぎ町保健福祉センター

※いずれの場合も、母子健康手帳を持参してください。詳細は、かつらぎ町HPをご確認ください。

<https://www.town.katsuragi.wakayama.jp/020/020/20170328191602.html>

▶お問い合わせ:健康保険課 健康推進係

乳児全戸訪問事業

新生児・乳児のいる家庭を保健師が訪問し、成長発達の確認や育児相談を受けています。

子育て広場「すくすく」

乳児を育てる保護者と妊婦を対象に開催しています。原則毎月第2金曜日開催。

赤ちゃん教室

7か月教室「さくらんぼ」

生後7か月児を対象に、ふれあい遊びや絵本の読み聞かせ等、赤ちゃんとの関わり方を紹介します。他の母子との交流の場にもなっています。

原則毎月1回開催。

乳幼児教室「りんごちゃん」

生後10・11か月児を対象に、ふれあい遊びや手あそびのほか、絵本の読み聞かせなど、親子の関わり方を紹介します。原則2か月に1回開催。



保育料の完全無償化！！

「子育てしやすいまちづくり」を推進し、本町独自の支援として、保育施設等を利用している0歳から5歳のこどもの保育料を所得やお子さまの人数に関わらず、完全無償化としています。

対象施設

幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育施設等・障害児通園施設等

※本取り組みは、町独自のものであり、本町に住所を有し、かつ、かつらぎ町から認定（入所の決定）を受けたお子さまに限ります。他の市町村の認定を受け、町内の保育施設等に入園されている方については対象外です。

こども園・幼稚園給食費無償化！

町独自で給食費の補助を行っています。

対象児童

町内に居住するこども

施設

町内外のこども園・幼稚園等

補助額

月額 5,500 円以内

※児童発達支援センターは月額 7,000 円以内

こども園・幼稚園へ入園するには

年度当初からこども園・幼稚園への入園を希望される方は、申請期間内に入園手続きを行ってください。

申請方法

毎年 10 月初旬にこども未来課、各こども園、各幼稚園で申請書を配布します。または、かつらぎ町 HP からダウンロードすることもできます。申請書類の精査後、申請者には翌年の 1 月頃に内定通知書をお送りします。

途中入園について

定員に空きがある場合、毎月 1 日から途中入園が可能です。申請は、入園希望月の 2 か月前から前月 10 日午後 5 時までに行ってください。詳細はこども未来課にお問い合わせください。

かつらぎ町のこども園・幼稚園

◆佐野こども園…住所：佐野 827 番地の 1
(☎0736-22-6260)

◆三谷こども園…住所：三谷 1650 番地
(☎0736-23-3730)

◆花園幼稚園…住所：花園梁瀬 664 番地の 5
(☎0737-26-0123) ※休園中

◆聖心幼稚園…住所：笠田東 577 番地
(☎0736-22-1336)

◆延長保育・預かり保育

通常の保育に加え、お仕事や、やむを得ない事情でお子さまの保育ができない場合に保育時間を延長できます。

対象児童

保育所部の在園児

延長保育

実施時間 午後 6 時～午後 8 時
利用料金 午後 7 時まで日額 100 円
午後 8 時まで日額 200 円
施設 佐野こども園・三谷こども園

対象児童

幼稚園・幼稚園部の在園児

預かり保育

実施施設 佐野こども園・三谷こども園
花園幼稚園・聖心幼稚園

利用料金 日額 400 円～

※実施時間は施設によって異なりますので、詳細はこども未来課に、お問い合わせください。

◆一時保育

保護者の育児疲れや仕事の事情等により、お子さまを保育できない場合に一時的にお預かりします。

対象児童 満 6 か月以上～就学前のこども(町内に居住するこども)

実施時間 午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分

利用日数 原則週 3 日以内

施設 佐野こども園・三谷こども園

利用料金 0・1・2 歳児 1,600 円/日額

3 歳児 1,300 円/日額

4・5 歳児 1,100 円/日額

◆体調不良児対応型保育

保育中に発熱・けがなどで体調不良となったお子さまを保護者が迎えに来られるまでの間保育します。

▶このページのお問い合わせ：こども未来課 子育て支援係

児童手当

児童(0歳から18歳の誕生日後の最初の3月31日までの間にある子をいいます。)を養育している家庭に支給される制度です。

対象者

児童(0歳から18歳の誕生日後の最初の3月31日までの間にある子をいいます。)を養育している方。

申請方法

【新規または児童が増えた場合】

出生や転入から15日以内に届出をしてください。

支給額

【手当の額(1人当たり月額)】

・3歳未満…15,000円(第3子以降は30,000円)

・3歳以上～18歳まで…10,000円(第3子以降は30,000円)

※「第3子以降」のカウント対象の年齢は22歳年度末まで。

(子供が3人以上いる場合に必ずしも「第3子以降」としてカウントされるわけではありません。)

児童の兄弟等については監護に相当する世話等をし、その生計費を負担している必要があります。

▶お問い合わせ:福祉介護課 社会福祉係

児童扶養手当 [県]

ひとり親家庭や父または母が一定の障害にある家庭などに手当を支給します。

対象者

次の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、障害児は20歳までの児童)を監護養育している父、母または養育者

①ひとり親家庭の児童

②父または母が一定の障害の状態にある児童

③DV防止法による保護命令を受けた児童など

支給額

【手当の額(1人当たり月額)】

・1人目…11,010円～46,690円

・2人目…5,520円～11,030円

・3人目…5,520円～11,030円

申請方法

随時受付。所得要件などがありますので、事前にご相談ください。

▶お問い合わせ:福祉介護課 社会福祉係

特別児童扶養手当 [県]

身体や知的または精神に障害がある20歳未満の児童の保護者に、手当を支給します。

対象者

次の児童(20歳未満の児童)を監護養育している父、母または養育者

①身体や知的または精神に中級程度以上の障害がある児童

②長期にわたる安静を必要とする病状にある児童

支給額

【手当の額(1人当たり月額)】

・1級…56,800円

・2級…37,830円

申請方法

随時受付。所得要件などがありますので、事前にご相談ください。※認定は和歌山県が行います。

▶お問い合わせ:福祉介護課 障害福祉係

障害児福祉手当 [県]

重度の障害がある児童の福祉の向上を図ることを目的とした手当です。和歌山県から支給されます。

対象者

精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の児童

支給額

【手当の額(1人当たり月額)】

16,100円

申請方法

診断書の提出や所得要件などがありますので、事前にご相談ください。

※認定は和歌山県が行います。

トリプルP

子育てを楽しむための講座

おだやかで効果的なしつけ方やこどもの問題を減らす技術等を学ぶことができます。7週間で5回の講座と2回の個別電話相談を行います。

対象

こどもがいるすべての保護者(定員 12 名)

講座について

毎年度開催(1クール:7週間で7回)します。
(参加費・テキスト代・保育料がすべて無料)

申込方法

参加する旨をご連絡ください。

備考

保育サービスがありますのでお子様連れでも安心です。

▶お問い合わせ:こども未来課 子育て支援係

青少年指導員及び
少年補導員活動

こどもの安全安心な地域づくりのため、青少年指導員・少年補導員がパトロールやあいさつ運動などの活動を行っています。

主な活動

- ・夜間街頭補導
- ・研修会
- ・町内各行事での補導活動

▶お問い合わせ:こども未来課 青少年育成係

みまもり隊活動

小・中学校ごとに組織し、地域の方々、保護者の方等によって登下校時などの児童の見守り活動を行っています。

主な活動

- ・児童の登下校時の見守り など
- 普段の生活の中でも、こどもに危険がないか見守り活動を行っています。

子ども会

さまざまな年齢のこども達が集団活動を行い、自立したこどもになることを目的として活動しています。

子ども会の活動

キャンプ・クリスマス会など

子ども会リーダー育成

子ども会がこどもにより自主的に運営されるように、リーダーを育成する研修を行っています。

研修会について

小学 6 年生から中学 2 年生までの間に研修が 3 回あります。(小学 6 年生の研修会については、学校を通じて案内をお渡ししています。)

子ども会への入会方法

地域の子ども会またはこども未来課にお問い合わせください。

▶お問い合わせ:こども未来課 青少年育成係

かつらぎ町

スポーツ少年団活動

かつらぎ町の少年が、スポーツと通じて健康な身体をつくり、想像力に富み・友愛・協力の精神を養うとともに、文化的活動を行い良き社会人となること目的として活動しています。本町では、9団体8競技(軟式野球・サッカー・硬式野球・柔道・少林寺拳法・剣道・空手道・バスケットボール)が在団しています。

対象

3 歳から 15 歳の児童

※活動している競技団体や加入方法についてお問い合わせください。

▶お問い合わせ:生涯学習課 スポーツ振興係

小・中学校はすべて学力向上の実践研究校！

町内小・中学校を学力向上実践研究校に指定し、各校の課題を明らかにし、特色ある取組を研究・実践しています。

かつらぎ町の小・中学校へ入学するには

転入学(町外からの異動・町内の異動)するとき

在学中の学校から必要書類を受け取り、住民環境課に「住民異動届(転入・転居)」を届出後、教育総務課に申し出てください。

必要書類

在学証明書、転学児童教科用図書証明書及びその他転学に必要な書類

小・中学校給食費の無償化！

町内小・中学校の給食費を無償としています。また、町外の小・中学校に通学する児童・生徒に対しても給食費相当額を補助します。

就学援助

公立小中学生のいる家庭で、経済的な理由でお困りの方に対して、学校での学習に必要な費用の一部を援助します。

対象

町内に在住する、公立小中学校に在籍する児童・生徒の保護者で、児童扶養手当を受給中の方や市町村民税が世帯全員非課税の方等。

▶お問い合わせ:教育総務課 総務係

学童保育

保護者の就労などにより、放課後・長期休業等の家庭での保護者不在時に子どもたちが安心して過ごせるよう、学童保育を実施しています。

指定管理者

一般社団法人ひまわりキッズ

施設

- ・笠田学童保育施設
笠田東 459 番地の 2 (☎0736-22-6411)
- ・妙寺学童保育施設
妙寺 859 番地の 1 (☎0736-22-1399)

対象 小学 1 年生～6 年生

(保護者が労働等により昼間家庭にいない児童)

開設時間

(学校の授業日)放課後～午後 6 時 30 分
(学校の休業日)午前 8 時～午後 6 時 30 分
(延長利用)午後 6 時 30 分～午後 7 時

利用方法

指定管理者・運営事業者へ申請書等の提出が必要です。申請は随時受け付けています。詳しくは各施設にお問い合わせください。詳細は、かつらぎ町 HP でもご確認いただけます。

▶お問い合わせ:こども未来課 子育て支援係

運営事業者

中村 由紀

施設

- ・SnowMom
中飯降 472 番地の 2 (☎0736-22-6459)

対象 小学 1 年生～6 年生

(保護者が労働等により昼間家庭にいない児童)

開設時間

(平日)放課後～午後 6 時 30 分
(土曜日)午前 8 時～午後 2 時
(長期休業期間)午前 7 時 45 分～午後 6 時 30 分
(延長利用)午後 6 時 30 分～午後 7 時



地域で学習をサポート こどもの居場所づくり推進事業

地域の各施設で、放課後 1 人で過ごさなければならない児童を対象に、教員OBや地域住民が児童の学習サポートや大人との交流活動を行っています。

対象

妙寺中学校・笠田中学校区内の小学 3 年生から小学 6 年生 ※その他諸条件あり

申込方法

毎年 4 月頃に各小学校を通じて、児童に案内を行います。

実施場所

笠田東児童館・中飯降児童館等地域の施設

▶お問い合わせ:こども未来課 青少年育成係

児童館

児童厚生員を配置し、遊び・交流の場を提供しています。遊びを通じて児童の心身ともに健やかな育成を図ります。

児童館名	所在地	電話番号	開館日	開館時間
中飯降児童館	中飯降 284 番地の 1	0736(22)8015	平日	13:15~17:00
丁ノ町児童館	丁ノ町 297 番地の 1	0736(22)7831	平日	13:15~17:00
大谷児童館	大谷 147 番地の 1	0736(22)4446	平日	13:15~17:00
四郷児童館	広口 1197 番地	0736(25)0002	平日	14:15~18:00
西洪田児童館	西洪田 61 番地の 1	0736(20)5085	月・火・水・金・土	13:30~17:00
笠田東児童館	笠田東 353 番地の 1	0736(22)4764	平日	13:00~17:00
妙寺児童館	妙寺 445 番地の 1	0736(23)1611	平日	13:15~17:00

※笠田西部児童館・名山児童館・山崎児童館・高田児童館・平沼田児童館は休館中です。

※開館日、時間の変動場合があります。詳しくは各館にお問い合わせください。

▶お問い合わせ:こども未来課 青少年育成係

ショートステイ (短期入所生活援助事業)

保護者が一時的に病気や出産等のため、家庭で児童をみるのが困難なときに、施設などで一時的に預かります。宿泊を伴うお預かりが可能です。

対象

町内在住の児童または母子

施設

町が指定した和歌山県内の児童養護施設、母子生活支援施設、里親

費用

所得により費用がかかる場合があります。

▶お問い合わせ:福祉介護課 社会福祉係

トワイライトステイ (夜間養護事業)

保護者が仕事などのため、平日の夜間または休日に不在となる家庭の児童に、施設で生活指導や食事の提供を行います。午後 10 時までお預かりが可能です。

対象

町内在住の児童または母子

施設

町が指定した和歌山県内の児童養護施設、母子生活支援施設、里親

費用

所得により費用がかかる場合があります。

無料職業紹介所

かつらぎ町役場内に無料職業紹介所を開設し、求人者と求職者のマッチングを行います。

開設日時

時間：(平日)午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
※正午～午後 1 時昼休憩
※土日・祝日・年末年始の閉庁日は除く

場所

かつらぎ町まちづくり推進課内

こちらをご利用ください

- ◆ハローワーク橋本……住所：橋本市東家 5-2-5
☎0736-33-8609
- ◆ハローワーク泉大津…大阪府泉大津市旭町 22-45
☎0725-32-5181

▶お問い合わせ：まちづくり推進課 商工振興係

移住者 起業する【県】

(地域課題解決型補助金／移住者起業補助金)

地域にある課題を解決する起業、事業承継又は第二創業のための事業費を支援します。和歌山県独自の支援として、補助対象地域に移住して3年以内の方や移住する方にはさらに補助金を上乗せします。

地域課題解決型起業支援補助金(最大200万円)

和歌山県内に居住または移住する方で、県内で地域の課題解決型のビジネスを起業する方(事業承継・第二創業含む)

移住者起業補助金(最大100万円)

移住して3年以内または移住予定の方で、地域課題解決型起業支援補助金の交付決定を受けた方

補助対象地域

かつらぎ町全域

※制度詳細はお問い合わせください。

▶お問い合わせ：まちづくり推進課 商工振興係/移住定住推進係

農業を始めるための3STEP

STEP 1 農地を借りる

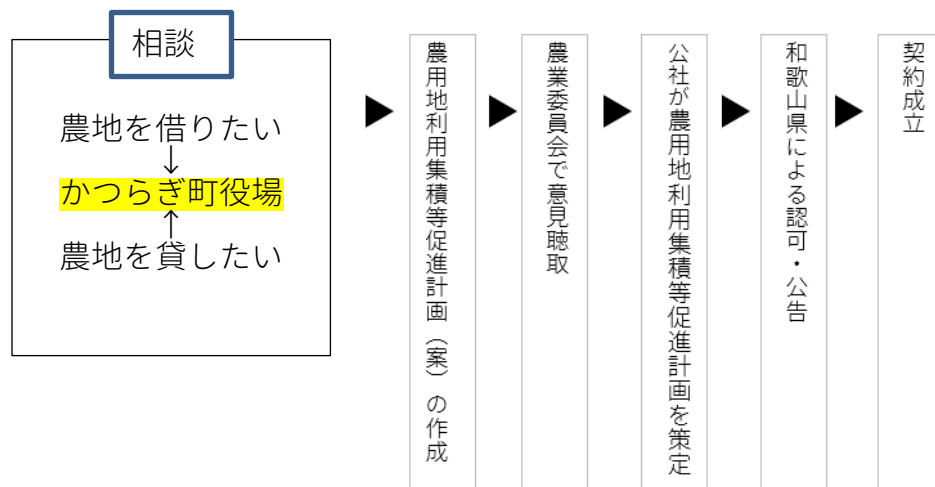
これまでの農地賃借の手続きは、かつらぎ町農業委員会が決定し、町の公告により成立していましたが、和歌山県農業公社（農地中間管理事業）を通じた貸し借りに変わりました。（※）。詳しくはかつらぎ町役場農林振興課までご相談ください。

※従来通り、農地法第3条での賃借は相対契約は可能です

◆相談窓口：役場

農業委員会って？

農地が乱用・無意味な開発をされないための門番のような組織です。



※農地を貸し借りするには、農業委員会で農業経営基盤化促進法による手続きをする必要があります。また、賃借権を設定する際は農地法第3条に基づく許可が必要となります。

STEP 2 農地を買う

農地を購入する場合、農地法第3条の規定による許可申請書を農業委員会に提出する必要があります。（申請書の受付は毎月行っています。締切は月によって異なります。）

STEP 3 支援事業・補助金

各種補助制度や研修制度をうまく利用して、就農に役立ててください。

新規就農者支援

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）[国]

新たに農業経営を開始する方に対し、資金を支援します。（最長3年間）

対象

認定新規就農者（就農時49歳以下）

交付金額

1年あたり最大150万円

※就農時から3年目まで交付します。

申請方法

経営開始前にご相談ください。

▶お問い合わせ：農林振興課 農地調整係

-かつらぎ町での生活-

水道

上水道、簡易水道、飲料水供給施設、とり水

かつらぎ町の大部分の地域では上水道、簡易水道を利用することができますが、山間部など一部地域には水道はなく、地域が管理する飲料水供給施設や、とり水があります。

新たに水道を引く場合には、町の指定給水装置工事事業者へご相談ください。

また、加入分担金が高額な地区については、一定要件を満たせば補助金が交付されます。補助金について、詳しくは上下水道課にお問い合わせください。

【上水道、簡易水道をお使いになるとき】

事前に上下水道課に申込みをお願いします。その際、手数料 1,500 円が必要です。

▶お問い合わせ

- ・ 上水道、簡易水道に関すること
【上下水道課 総務係／工務係 22-6566】
- ・ 飲料水供給施設、とり水に関すること
【住民環境課 環境衛生係 22-0300（代表）】

汚水処理

公共下水道、合併処理浄化槽
汲み取り式

汚水処理の方法は、公共下水道、合併処理浄化槽、汲み取り式があり、地域・場所によって対応できる方法が異なります。

◆公共下水道…町が運営する下水道に排水をします。使用料等の納付が必要となります。

◆汲み取り式…いわゆるポットン便所。汲み取り費用が必要となります。

◆合併処理浄化槽…微生物の力を利用して水をきれいにする設備です。定期的に保守点検・清掃・法定検査が必要です。

【合併浄化槽を設置する場合】

住宅の合併浄化槽設置には、補助金があります。住民環境課に申請をしてください。

▶お問い合わせ

- ・ 公共下水道に関すること
【上下水道課 総務係／工務係 22-6566】
- ・ 合併処理浄化槽、汲み取り式に関すること
【住民環境課 環境衛生係 22-0300（代表）】

防災

防災ラジオの無償貸与

防災情報や行政情報を受信するための防災ラジオを各世帯・事業所に 1 台ずつ無償貸与しています。

▶お問い合わせ【危機管理課 防災係 22-0300（代表）】

ごみ

21 種類の分別収集

◆環境にやさしいまちづくり

家庭ごみの分別収集を推進し、資源化によるごみの減量と処理経費の節減に取り組んでいます。

【リサイクル補助制度】

- ・ 生ごみ処理機器購入補助金
コンポスト：上限 3 千円／電気式処理機：上限 3 万円
- ・ 分別用袋（プラスチック、ペットボトル）を一定枚数無料配布

◆LINE でごみの「分別検索」「収集日通知」が受け取れます！

- ・ 「分別検索」…捨て方を知りたいごみを簡単に検索できます。
- ・ 「収集日通知」…収集日の【前日午後 7 時】にお知らせします。

▶お問い合わせ

【住民環境課 環境衛生係 22-0300（代表）】



／まずは友達登録から／

LINE 公式
アカウント▶



交通

JR 和歌山線、コミュニティバス
デマンド型乗合タクシー

主な移動手段は自動車

かつらぎ町での生活には、自動車があれば便利です。電車やバスは、都会に比べ本数が少ないので、通勤や買い物等、車で移動する人が多いです。

【コミュニティバス・デマンド型乗合タクシー】

運賃：大人 200 円 小児：100 円
路線：コミュニティバス 町内 3 路線
デマンド型乗合タクシー 町内 5 路線

▶お問い合わせ

【企画公室 交通政策係 22-0300（代表）】

交通

ふれあいサービス
（花園地区交通空白地有償運送）

花園地区の自宅から各行先（一部有田川町）まで、かつらぎ町社会福祉協議会花園支所の車で送迎するサービスです。

【利用料】

片道：300 円 往復：600 円
利用できる人：花園地区住民で事前登録した人
（年齢制限なし）

▶お問い合わせ

【福祉介護課 社会福祉係 22-0300（代表）】



かつらぎ町で暮らす

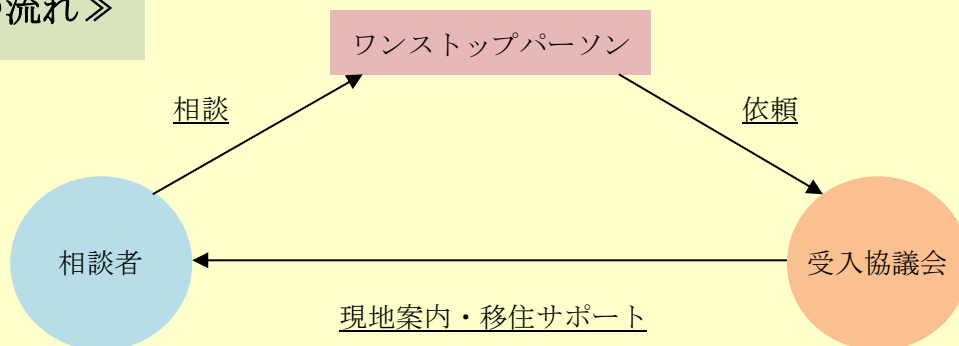
かつらぎ町では、地域の仕事情報の提供やローカルルールに対する助言などの移住相談の窓口となる「かつらぎ町受入協議会」を設置しています。また、移住希望者の相談に対する職員「ワンストップパーソン」を配置しています。

わたしたちが応援します！

ワンストップパーソン
(まちづくり推進課 移住定住推進係)



《支援の流れ》



田舎暮らし体験住宅 3万円／月

町外からかつらぎ町へ移住を検討する方が利用できる賃貸住宅です。町内での暮らしを体験することができます。

入居要件

- ①町内への移住を希望し、町外から転入しようとする方
- ②地域住民と積極的に交流し、地域の自治区活動等へ参加する意志がある方

入居可能期間

1 か月以上 12 か月未満

申込方法

書類審査及び面接審査を行い、入居の可否を決定します。詳細はお問い合わせください。

◆天野体験住宅

住所: 下天野 1042 番地の 2
構造: 木造瓦葺平家建 (77.60 m²)
設備: エアコン、冷蔵庫、洗濯機



◆四郷体験住宅

住所: 広口 1193 番地の 2
構造: 木造スレート葺平家建 (88.79 m²)
設備: エアコン、冷蔵庫、洗濯機



◆新城体験住宅

住所: 新城 753 番地の 2
構造: 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 (195.96 m²)
設備: エアコン、冷蔵庫、洗濯機



▶このページのお問い合わせ: まちづくり推進課 移住定住推進係

空き家補助金

空き家に関する費用を一部補助します。

* 既存住宅状況調査補助金[県]

空き家の劣化や不具合を調査する検査費用を補助します。

対象者 空き家の所有者、購入・賃借する方

主な条件 かつらぎ町に所在し、「わかやま住まいポータルサイト」に登録された空き家

最大5万円
(対象経費の 1/2)

* 空き家片付け補助金[県・町] **※事前申請**

空き家の片付けにかかる費用を補助します。

対象者 空き家の家財撤去等を行う方

主な条件 かつらぎ町に所在し、「かつらぎ町空き家バンク」・「わかやま住まいポータルサイト」に登録された空き家

最大8万円
(対象経費の 10/10)

* 空き家改修補助金[県・町] **※事前申請**

空き家を改修する際の工事費を補助します。

対象者 空き家の改修を行う方

主な条件 かつらぎ町に所在し、「かつらぎ町空き家バンク」・「わかやま住まいポータルサイト」に登録された空き家

最大100万円
(対象経費の 1/2)

* 空き家仲介手数料補助金[町]

空き家の売買または賃貸借契約書が成立した際に支払った仲介手数料を補助します。

対象者 空き家の所有者、購入・賃貸する方

主な条件 かつらぎ町に所在し、「かつらぎ町空き家バンク」に登録された空き家

最大5万円
(対象経費の 10/10)

* 空き家相続登記支援補助金[町]

空き家の相続登記を実施する場合の手続きにかかる費用を補助します。

対象者 空き家の新たに名義人となる方

主な条件 かつらぎ町に所在し、「かつらぎ町空き家バンク」に登録された空き家

最大5万円
(対象経費の 10/10)

▶お問い合わせ: まちづくり推進課 移住定住推進係

住宅の耐震診断・補強設計・耐震改修補助制度

住宅の耐震診断の費用を補助(非木造は一部補助)します。また、耐震診断の結果、耐震性が低い建物の改修等の費用を一部補助します。

主な条件

- ・かつらぎ町内に所在する一般住宅
- ・(木造)平成 12 年 5 月 31 日以前に着工されたもの
- ・(非木造)昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの
- ※その他条件があります。

申込方法

募集開始時期や募集戸数がありますので、詳細はお問い合わせください。

▶お問い合わせ: 管財課 建築住宅係

桜ヶ丘定住促進住宅

かつらぎ町に定住するために居住する住宅を必要としている方に賃貸している住宅です。

団地名	所在地	間取り
桜ヶ丘【1号館】	佐野 852 番地(北側)	3DK
桜ヶ丘【2号館】	佐野 852 番地(南側)	2K

家賃

【1号館】35,000 円/月額(3DK)

【2号館】14,600 円/月額(2K)

申込方法

詳細はお問い合わせください。

町営住宅

住居に困っている低所得者の方のために、町が建設し、管理している住宅です。

主な入居資格

- ・現に住居に困窮している方
- ・世帯の所得が月額 15 万 8 千円以下の方
(高齢者・障害者などの世帯は月額 21 万 4 千円以下、同居者に 18 歳未満の子または妊婦がいる世帯は月額 25 万 9 千円以下)
- ・地方税の滞納がない方※その他条件があります。

申込方法

詳細はお問い合わせください。

▶お問い合わせ:管財課 建築住宅係

地震対策器具設置等補助金

地震による被害軽減のため、感震ブレーカーや家具の転倒防止器具の購入・設置にかかる費用を一部補助します。

対象となる方

かつらぎ町内にお住まいの方で、住民基本台帳に記録されている世帯の代表者

対象となる器具

- ・感震ブレーカー(地震時に自動で電気を遮断し、電気火災を防ぐ器具)
- ・家具の転倒防止用器具(地震で家具が倒れたり落ちたりするのを防ぐ器具)

補助金額

区分	感震ブレーカー	家具類の転倒防止用器具
A 区分	経費の 1/4(上限:1 万円)	経費の 1/4(上限:5 千円)
B 区分	経費の 1/2(上限:2 万円)	経費の 1/2(上限:1 万円)

※B 区分に該当する世帯は、以下の通りです。(該当しない場合は A 区分)

- ・65 歳以上の方のみの世帯
- ・要介護 2 以上の方を含む世帯
- ・身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が 1 級又は 2 級に該当する方を含む世帯
- ・療育手帳の交付を受け、障がいの程度が A に該当する方を含む世帯
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が 1 級に該当する方を含む世帯
- ・医療受給者証の交付を受けている方を含む世帯
- ・特定疾患医療受給者証の交付を受けている方を含む世帯

申込方法

購入の前にお問い合わせください。

※本事業は令和 9 年 3 月 31 日までの申請分に限りです。

▶お問い合わせ:危機管理課 防災係

コンビニ交付サービス

マイナンバーカードがあれば、コンビニ交付が便利です。

取得できる証明書

住民票の写し、印鑑登録証明書
1通 200円

ご利用可能時間

午前6時30分～午後11時

ご利用可能店舗

ローソン、セブン・イレブン、ファミリーマート等
(全国マルチコピー機設置店舗)

▶お問い合わせ:住民環境課 戸籍住民係

公民館での証明書交付

交付できる証明書

住民票謄本(世帯全員のもの)、住民票抄本(個人のもの)、印鑑登録証明書、所得証明書、課税(非課税)証明書

必要な持ち物

- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
 - ・委任状(同一世帯以外の場合)
 - ・印鑑登録証(カード)
- ※印鑑登録証明書の交付を受ける方のみ

交付手数料

1通200円

交付可能日及び交付時間

- ・火曜日から金曜日
- ※日曜日、月曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)は休館となります。また、土曜日の交付は行っていません。
- ・午前9時から午後5時まで
- ※職員が不在の時間もありますので、電話確認してから来館をお願いします。

▶お問い合わせ

- ・住民票、印鑑証明に関すること
- ・所得証明、課税証明に関すること
- ・公民館に関すること

住民環境課 戸籍住民係(内線2061)
税務課 徴収係(内線2044)
生涯学習課 社会教育係(内線3014)

公民館

「つどう」「まなぶ」「むすぶ」ことを目的とし、様々な学習活動と交流の場を提供しています

施設

かつらぎ町には12館の公民館があります。
コミュニティ活動や生涯学習活動(サークル活動、研修会)の場として使用できます。

使用料・使用時間

各公民館によって異なります。かつらぎ町 HP をご覧ください。
ただか、生涯学習課までお問い合わせください。

▶お問い合わせ:生涯学習課 社会教育係

かつらぎ町立図書館

和歌山県内在住の方、かつらぎ町へ通勤、通学している方ならどなたでも本を借りられます。

開館日時 午前9時～午後5時(休館日:月曜)

利用料 無料

本…1人10冊まで、2週間まで貸出可能

視聴覚資料(DVD)…1人1本、1週間まで貸出可能

初めて本・視聴覚資料(DVD)を借りる方

かつらぎ総合文化会館内2階図書館内にある「図書館貸出利用券申込書」に必要事項を記入して受付カウンターへお持ちください。

必要書類

健康保険証・運転免許証など身分の証明できるもの
(町外から通勤・通学している方は、通勤・通学証明書も併せてお持ちください。)

▶お問い合わせ:図書館 0736-22-0303(代表)

かつらぎ公園町民プール

どなたでもご利用いただけるプールです。大人用プールと子ども用プールがあります。

利用時間

午前 10 時～午後 0 時

午後 1 時 30 分～午後 4 時

(休場日: 月曜)

7 月～8 月に開場しています。利用可能な日については、町広報やかつらぎ町 HP をご覧ください。

利用料

無料 (小学 3 年生以下は保護者の同伴遊泳が必要)

所在地 〒649-7121 かつらぎ町丁ノ町 2527 番地

▶お問い合わせ: 生涯学習課 スポーツ振興係

かつらぎ西部公園 パークゴルフ場

日本パークゴルフ協会公認コースです。貸クラブ・ボールもあり、どなたでもご利用いただけます。

利用時間

午前 8 時～午後 5 時まで

受付時間は午後 4 時まで

(電話: 0736-22-8952)

利用料

・大人: 600 円～1,400 円 / 小人: 300 円～700 円

・身体に障がいのある方、高齢者: 500 円～1,200 円

(ラウンド数や町内・町外利用者によって金額が異なります。)

休場日

毎週月曜日(祝日の場合はその翌日)、年末年始

所在地 〒649-7164 かつらぎ町窪 392 番地の 6

▶お問い合わせ: 生涯学習課 スポーツ振興係

健康寿命 日本一宣言！

平成 25 年 9 月 6 日「健康寿命日本一宣言」を行いました。

住民の皆さんが、心身ともに健康で元気に暮らすことができる町を目指します。

健康寿命目標年齢

男性：80 歳

女性：85 歳

「健康寿命日本一推進計画」

令和 4 年 3 月「健康寿命日本一推進計画（第 2 版）」を作成しました。

計画では、かつらぎ町の健康課題である【運動・食生活・歯の健康】について重点ポイントをおき健康づくりを図ります。医療・保健・教育・福祉等が連携し、子どもから高齢者まですべての年代に応じた健康づくりを進める必要があります。

健康寿命って？

日常的に介護を受けたり、病気で寝たきりになったりせず、自立して健康に暮らすことができる期間のことで、いくつまで健康に生活できるかということです。

体力づくりフロア「かつらぎ FITNESS」 1 回 100 円

町内にお住まいの方は、1 回 100 円で体力づくりフロア（かつらぎ町保健福祉センター1 階）を利用することができます。健康運動指導士があなたに合ったトレーニングで運動指導を行ってくれます。

対象

15 歳以上の方（中学生を除く）

申込方法

初めて利用する方は申込が必要です。印鑑、上靴を持ってかつらぎ町保健福祉センター1 階にお越しください。

料金

1 回 100 円

開催日

利用時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00～12:00		○	○	○	○	○	○
13:00～17:00		○	○	○	○	○	○
18:00～21:00		○		○	○		



▶お問い合わせ：健康保険課 健康推進係

理学療法士相談

自宅でのリハビリ方法や介助方法などでお悩みの方の相談に応じます。

日時 毎月第1・第3金曜日
午後1時～5時

日程は町広報に掲載しています。

開催場所 かつらぎ町保健福祉センター1階
(機能訓練室)

申込方法 健康保険課までご連絡ください。

▶お問い合わせ:健康保険課 健康推進係

かつらぎ町健康レシピ (大阪樟蔭女子大学連携事業)

栄養学の観点から学生と一緒に健康レシピを作成しました。

内容

・減塩レシピ
・フレイル対策レシピ など

▶クックパッドからご覧いただけます。

「かつらぎ町 公式キッチン」で検索してください。

精神障害者医療費助成

精神障害者の入院に係る医療費の一部を助成します。

対象

精神障害者保健福祉手帳2級をお持ちの方
※所得制限等があります

申請方法・詳細

健康保険課までお問い合わせください。

▶お問い合わせ:健康保険課 保険年金係

重度心身障害児者 医療費助成医療費助成

重度心身障害児者の方の医療費を助成します。

対象

身体障害者手帳1級・2級・3級(非課税世帯)、療育手帳A1・A2、特別児童扶養手当1級、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方 ※所得制限等があります

申請方法・詳細

健康保険課までお問い合わせください。

病気の予防にも力を入れています 各種検診や検査が無償化！！

◆検診・検査 ※検診及び検査について、対象者には受診券を郵送しています。

検診項目	対 象	内 容	料 金
ヤング健診 (集団検診)	20 歳～39 歳	血液検査、尿検査、身体測定、血液検査	無料
ヤングミニドック健診 (集団検診)	35 歳～39 歳	血液検査、尿検査、身体測定、血液検査、心電図、胃がん検診(バリウム検査)、肺がん検診、大腸がん検診	
特定健診	40 歳～74 歳の 町国保加入者	身体測定、血圧測定、血液検査、尿検査、(心電図)	
後期高齢者健診	75 歳以上	血液検査、尿検査、身体測定、血液検査等	
胃がん検診	40 歳以上	集団検診:バリウム検査、ピロリ菌検査 医療機関:バリウム検査または胃カメラ検査、ピロリ菌検査	
肺がん検診	40 歳以上	65 歳以上の方は結核の健康診断を兼ねる	
大腸がん検診	40 歳以上	便潜血検査	
乳がん検診	40 歳以上	マンモグラフィ(2 年に 1 回)	
前立腺がん検診	50 歳以上	血液検査	
子宮頸がん検診	20 歳以上	細胞診(2 年に 1 回)	
肝炎ウイルス検査	40 歳以上	血液検査(受診は生涯 1 回のみ)	
歯周病検診	20・30・40・50・60・70 歳	口腔内診査	

▶このページのお問い合わせ:健康保険課 健康推進係／保険年金係

◆予防接種

項 目	対 象	料 金
インフルエンザ 予防接種	・65 歳以上の方 ・60 歳～65 歳の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方	自己負担:1,000 円
高齢者用肺炎球菌 ワクチン予防接種	・65 歳または 70 歳以上の方 ・60～64 歳、66～69 歳の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方	自己負担:2,500 円
帯状疱疹 予防接種	定期接種	年度内に 65 歳を迎える方 ※令和 7 年度から 5 年間経過措置としてその年度に 70.75.80.85.90.95.100.歳になる方。令和 7 年度に限り 100 歳以上の方。
	任意接種	自己負担:水痘予防接種 3,000 円(1 回分のみ)・帯状疱疹予防接種 7,000 円(2 回まで) ・町に住民登録がある 50 歳以上の方(定期接種対象者を除く) ・水痘予防接種は上限 4,000 円(1 回分のみ)、帯状疱疹予防接種は上限 10,000 円(2 回まで)を払戻申請により助成します。 ※助成は、水痘予防接種または帯状疱疹予防接種のどちらかで、1 人につき生涯 1 度限りです。

▶このページのお問い合わせ:健康保険課 健康推進係／保険年金係

介護予防 日常生活支援総合事業

要支援者等に対し、要介護状態に陥らないための介護予防施策や生活支援サービスを提供します。

対象者（下記のいずれかにあてはまる方）

- ・要支援認定を受けた方
- ・基本チェックリストにより事業対象者と判断された方

申請方法

かつらぎ町地域包括支援センターで基本チェックリストをご記入いただき、基準を満たした方は申請いただけます。詳細は、お問い合わせください。

▶お問い合わせ：福祉介護課 介護支援係

いきいきサロン事業

地域において参加者が主体となって自主的に運営するサロンに対し、介護予防、認知症予防、生きがいづくり及び社会参加を促進する地域の拠点づくりなどの活動に補助金を交付します。サロンに参加してみたい方もお気軽にお問い合わせ下さい。

対象 地域にお住まいの方が運営するサロン

助成額

1回あたり2,000円に年間開催回数を乗じた額と300円に年間の延べ参加人数を乗じた額の合計額で、20万円を上限とします。活動内容によって加算あり。
※年間の実支出額と助成基準額を比較し、少ない方の額を助成します。

申請

4月から随時募集しています。詳細は、お問い合わせください。

▶お問い合わせ：福祉介護課 介護支援係

高齢者等 見守り配食サービス事業

要支援高齢者等が地域で自立した日常生活を送ることを支援するため、お弁当の配達を活用して見守り訪問を行い、安否を確認します。

対象者（下記のいずれかに該当する方）

- ① 65歳以上の要介護または要支援と認定された方で一人暮らしや高齢者のみの世帯または日中独居で安否確認が必要な方。
- ② 要介護または要支援と同程度の身体状況と認められる方で、一人暮らしや高齢者のみの世帯または日中独居世帯の重度身体障がい者及び老衰や傷病等の理由により安否確認が必要な方。

申請方法

福祉介護課までお問い合わせください。

利用回数

週3回を上限(昼食または夕食のいずれか)

利用料金

お弁当代

▶お問い合わせ：福祉介護課 介護支援係

高齢者等 見守りネットワーク事業

認知症などにより行方不明になるおそれのある高齢者等に「見守りシール」を配布し、行方不明になった場合、早期に発見できるように支援します。

対象

町内在住の認知症などにより行方不明になるおそれのある高齢者など

申請方法

介護福祉課までお問い合わせください。

▶お問い合わせ：福祉介護課 社会福祉係

緊急通報システム事業

一人暮らしの高齢者や重度身体障がい者の方が、自宅で急病や事故にあわれた場合に速やかな救援が受けられるよう告知端末を設置します。

対象（下記のいずれかに該当する方）

- ・65歳以上の身体病弱な一人暮らしの方
- ・重度身体障がい者で一人暮らしの方

申請方法

福祉介護課までお問い合わせください。

-かつらぎ町を楽しむ-

かつらぎ町には、みなさんに親しまれるお祭りから、
四季折々の果物を楽しめる果物狩りなど、様々なイベントがあります。



01 2月～4月 いちご狩り

子どもから大人まで大好きないちご。
取ったいちごをスイーツにしてくれる
企画もあります。



02 4月 ハナモモ開花

春ののどかな田園風景が広がる天野
の丘に、ハナモモのピンクの花が一面
に咲き誇ります。

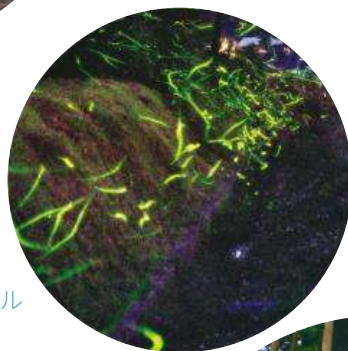


03 5月 町石道

九度山町の慈尊院から高野山へ続く
町石道は、かつらぎ町内も通ります。
弘法大師空海が立てた「町石」が、
今も道しるべとなり、今も旅人を導き
ます。

04 6月 ホタル観賞

かつらぎ町のキレイな川では、ホタル
を見ることが出来ます。



06 7月・8月・9月 もも狩り、ぶどう狩り

かつらぎ町のももとぶどうはジューシーで甘い。
果物狩りならもぎたてを食べられます。



05 7月 あじさい開花

町花にもなっているあじさい。
花園では 3,500 株のあじさいを見る
ことができます。

07

通年

キャンプ

かつらぎ町にはキャンプ場があります。
川遊びをしたあとはBBQ!



08

8月

かつらぎ夏まつり

間近で見られる花火は、かつらぎ町ならではの。
ぜひ近くで楽しんでください。

09

9月・10月・11月

栗狩り・みかん狩り

広い栗林にはたくさんの栗があります。栗もみ
かんも甘くて美味しいです。



11

11月

串柿・丹生酒殿神社

秋になると串柿作りが始まり、軒先に串柿が吊され
ます。丹生酒殿神社では、大イチョウが色づき、夜
のライトアップも見物です。



12

11月

柿狩り

かつらぎ町は日本有数の柿の産地。
いろんな種類の柿を食べ比べてみて
ください。

和歌山県かつらぎ町とは

かつらぎ町は、和歌山県の北東部、高野山のふもとに位置する人口およそ 15,000 人のまちです。

古く万葉集に詠まれた情景や、「紀伊山地の霊場と参詣道」の一部として世界遺産に登録された「丹生都比売神社」「高野参詣道町石道」「高野参詣道三谷坂（丹生酒殿神社を含む）」をはじめとする多くの歴史的・文化的資源に恵まれています。

また、かつらぎ町は、「フルーツ王国」として有名で、柿・桃・ブドウ・梨など、一年中四季折々のフルーツが栽培されている緑に囲まれた潤いと安らぎのふるさとです。



基本データ（令和 7 年 3 月現在）

面積 151.69 平方キロメートル

人口 15,211 人

世帯数 7,120 世帯

平均気温（注：）14.8℃

年間降水量（注：）1,464.0 ミリ

注：かつらぎ地域気象観測所の平均値
（1991 年～2020 年）

ACCESS

どこから	なにで	ルート	所要
東京から	新幹線 電 車	東京駅▶(新幹線)▶新大阪駅▶(大阪メトロ御堂筋線)▶なんば駅▶(南海高野線)▶橋本駅▶(JR 和歌山線)▶妙寺駅・笠田駅	4 時間 3 0 分
	飛行機 電 車	羽田空港▶(飛行機)▶関西国際空港＝関西空港駅▶(JR 関西空港線・阪和線)▶和歌山駅▶(JR 和歌山線)▶妙寺駅・笠田駅	3 時間 3 0 分
大阪から	電 車	大阪駅▶(大阪環状線)▶新今宮駅▶(南海高野線)▶橋本駅▶(JR 和歌山線)▶妙寺駅・笠田駅	1 時間 4 0 分
	車	大阪▶(近畿自動車道)▶松原 JCT▶(阪和道)▶岸和田和泉 IC▶(国道 170 号・480 号)▶かつらぎ町	1 時間 1 0 分

令和 7 年 6 月 1 日 発行・編集／かつらぎ町まちづくり推進課

〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町 2160 番地

TEL：0736-22-0300 FAX:0736-22-6432 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分